

平成 23 年 度 第 3 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 23 年 9 月 29 日 (木)

午後 3 時 0 分 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階

14 A 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

・報告第 1 号 国民健康保険財政運営の健全化策について

・報告第 2 号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

(2) その他

3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	木村 由美子	市議会議員
	荒川 恒男	〃
	藤井 弘一	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部会員
	鹿野 順子	〃 女性部会員
	吉田 利夫	市農業委員会会長職務代理者
	相場 カツ子	市農業委員会委員
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	小林 豊	市歯科医師会会長
	菊地 善郎	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	斉藤 さちこ	市議会議員
	福田 智恵	〃
	角田 和之	〃
	中山 勝二	〃
	岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中 貞明	栃木県トラック健康 保険組合常務理事
	手塚 寛文	全国健康保険協会栃木支部 業務部長
	直井 茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局 会長

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
手 塚 英 和	保健福祉部長
川 中 子 武 保	保健福祉部次長
横 山 恭 久	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水 沼 行 博	保健福祉部保険年金課長
本 澤 利 明	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 信 晴	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
吉 井 貴 久	保険年金課管理グループ総括主査
高 橋 聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信 也	保険年金課収納グループ総括主査
佐 野 直 子	保険年金課滞納整理グループ総括主査

報告第 1 号 国民健康保険財政運営の健全化策について

1 財政健全化の取組の現状

(1) 国保経営改革プランの策定 資料 1

本市の国保財政は、医療費の増大に対する財源の確保が課題となっており、財政状況が厳しい中、保険者として一層の経営努力が必要

財政健全化に資する計画の策定

- ・「国保経営改革プラン」(平成 22～平成 26 年度の 5 年計画)
- ・「国保アクションプラン」(国保経営改革プランを実行するための年次計画)

(2) これまでの主な取組 資料 2

ア 保険税収納率の向上

本市の保険税の収納率は、他市と比べ現年度分が低い水準であることから、現年度の収納対策を強化している。

《具体的な取組》

- ・口座振替の加入促進
- ・特別催告(カラー催告書)の強化
- ・電話催告の強化(納税コールセンター含む)

イ 医療費の適正化と保健事業の充実

被保険者の健康の保持増進を図るとともに、将来に渡る医療費の適正化に資することから保健事業の充実を図っている。

《具体的な取組》

- ・特定健診・特定保健指導の推進

2 財政健全化の手法

主 な 健 全 化 策		進 捗 状 況	
歳入	保険税収入の確保	収納率の向上	プランに基づき、取組中
		税率等の見直し	運営協議会に諮問
	一般会計からの繰入(決算補填)	平成 20 年度より実施	
歳出	医療費の適正化	プランに基づき、取組中	
	業務改革の推進	プランに基づき、取組中	

3 財政健全化の取組の課題

(1) 保険税収納率の向上

保険税の徴収にあたっては、特に現年度分の収納率向上が課題であることから、新たな滞納を抑制するためにも、納期内納付、早期納付を図る必要がある。

ア 口座振替の加入促進

口座振替による収納率は、窓口での自主納付に比べ高く、口座振替の加入率の高い市町村では収納率が高い傾向が見られる。本市国保の口座振替の加入率は30%台であり、更に加入を促進する必要がある。

イ 文書催告・電話催告

文書を送付しても反応がなく、電話しても繋がらない（接触できない）納税者とは、接触の機会を確保することが課題である。

ウ 差押の強化

預貯金等を中心に差押を実施しているが、収納に結びつく効果的な差押手法が課題である。

(2) 医療費の適正化

ア ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品についての理解や医薬品の選択に参考となるような的確な情報の提供が課題である。

(3) 保健事業の充実

保健事業については、被保険者の健康の保持増進とともに将来に渡る医療費の適正化に資することから、一層の充実を図っていく必要がある。

ア 特定健診・特定保健指導の推進

保健事業の柱である特定健診・特定保健指導については「宇都宮市特定健康診査等実施計画」に基づき事業に取り組んでいるが、受診率が同計画での目標を下回っており、受診率の向上が課題である。

〔特定健診受診率等の目標〕

(単位：%)

年 度		平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
特定健康診査 受 診 率	目 標	3 0	4 0	5 0	6 0	6 5
	実 績	2 0 . 0	2 2 . 8	2 3 . 1	-	-
特定保健指導 実 施 率	目 標	1 5	2 5	3 5	4 0	4 5
	実 績	1 . 0	6 . 0	-	-	-

平成 22 年度の特定保健指導の実施率は、11 月頃確定する。

イ 健康づくり支援

保健事業としては特定健診・特定保健指導と人間ドッグ・脳ドッグの検診事業を実施しているが、そのほかにも被保険者の健康づくりに寄与する事業を実施する必要がある。

1 策定の趣旨

(1) 策定の背景
医療費が増加する中、主要な財源である保険料収が伸び悩むとともに、財政を健全に維持するための給付基金も減少し、その財政状況がますます厳しい状況に置かれている。

(2) 策定の目的
本市の国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、より一層の経営努力に取り組む。

(3) 計画期間
平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

(4) アクションプランの策定
本計画を推進するため、「国保アクションプラン」を毎年度策定する。

2 国保を取り巻く環境

(1) 制度の構造的な問題
(2) 医療制度改革
(3) 経済情勢の悪化

3 本市国保の現状と課題

(1) 本市国保の現状

- 世帯数・被保険者数の推移
- 保険料の税率等の改定の状況
- 保険料の賦課状況の推移
- 保険料の収納状況
- 医療給付費の推移
- 医療費増加の主な要因
- 歳入・歳出決算額の推移
- 実質単年度収支の推移
- 国保給付基金の推移

(2) 本市国保の課題

- 収納率の向上（現年度）
- 医療費の適正化と保健事業の推進
- 国保財政の健全化

4 本市国保の使命（ミッション）と将来像（ビジョン）

(1) 本市国保の使命（ミッション）
市民が、病気やけがをした場合に安心して医療が受けられるとともに、健やかに暮らしていけるよう保健の向上に寄与する。

(2) 本市国保の将来像（ビジョン）

市民の健康
・市民がいつでもどこでも必要な医療を受けることができる医療保険を維持する。
・市民は自らの健康づくりに積極的に取り組む。

安定的な事業運営
・国保の財政基盤を強化し、事業を安定的に運営する。

ビジョンの実現に向けた 4 つの視点

- 市民（被保険者）
- 財務・コスト
- 行政改革
- 組織・人材

5 事業運営の方針

(1) 被保険者とのリレーションシップの構築

(2) 被保険者の健康の保持増進

(3) 健全で安定した運営の確保

6 施策の体系と重点取組

(1) 施策の体系

《 重点取組 》

(3) リレーションシップの構築に向けた取組
・ 情報発信

(4) 収納率の向上に向けた取組
・ 口座振替の加入促進
・ コンビニ収納の実施
・ 納期前納付報奨金の交付
・ 徴収嘱託員の活用
・ 納税催告センターの活用
・ 夜間電話催告
・ 口座振替不能者への早期催告
・ 全庁支援・部内支援（収納対策本部）
・ 休日納税相談・休日電話催告
・ 臨戸訪問
・ 文書催告
・ 差押の強化
・ 特別収納対策室との連携
・ 二重資格者の解消
・ 資格証明書・短期被保険者証の交付

(5) 医療費の適正化に向けた取組
・ ジェネリック医薬品の普及促進
・ レセプトの電子化
・ 医療費通知の充実

(6) 保健事業の充実に向けた取組
・ 特定健診・保健指導の推進
・ 人間ドック・脳ドックの推進
・ 健康づくり支援事業の推進

(7) 業務改革の推進に向けた取組
・ 事務の効率化

(2) 施策の目標

一般会計繰入金（財政安定化支援分）
対 21 年度比 50%

現年度 収納率 83.29% (H21)
88% (H26)

1人あたり医療費の増加率 3.60% (H20・21 平均)
2.25% (H26)

7 計画の推進

(1) 推進体制
国民健康保険運営協議会に報告し、計画の推進を図る。

(2) 進行管理
PDCAサイクルに基づく進行管理を行う。
国民健康保険運営協議会において進捗の評価を行い、必要に応じ適宜計画を見直す。

最終目標

収支均衡による独立経営

国保財政の健全化に向けた取組状況

1 リレーションシップの構築

施策	概要	取組状況
情報発信	健康づくりや国保に関する情報などを発信することにより、被保険者とのリレーションシップの構築を図る。	「国保だより」の発行 3回発行 ホームページの適宜更新 国保サポーターの活用 公募した「国保サポーター」とともに「国保だより」を作成する。

2 保険税収納率の向上

施策	概要	取組状況
口座振替の加入促進 現年度対策	口座振替による納税を推奨し、納期内納付の促進を図る。	口座振替加入キャンペーンの実施 年2回 モバイル決済端末の導入（23年4月） 加入手続の簡素化 窓口での勧奨 国保の新規加入者 【加入件数】 21年度 1,324件 22年度 1,988件 23年度 1,263件（8月末）
コンビニ収納の実施 現年度対策	納税者の利便性の向上のため、平成22年7月から現年度分（納期限内）について、コンビニエンスストアでの収納を実施している。	【収納状況】 22年度 件数 36,699件（全体の3.0%） 金額 718,940千円（全体の6.5%）
納税催告センターの活用 現年度対策	滞納の初期段階において、納税催告センターのオペレーターが電話・文書にて早期納付を促す。（業務委託）	【催告件数】 21年度 38,260件 22年度 29,740件 23年度 7,628件（7月末） 震災後、催告を一時休止

：これまでの取組

：今後の取組

施策	概要	取組状況	
徴収嘱託員の活用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>	徴収嘱託員が臨戸訪問し、市民税や固定資産税などの市税とともに保険税の徴収を行う。	【徴収状況】 21年度 499,620,320円 (全体の3.9%) 22年度 432,654,783円 (全体の3.6%)	
電 話 催 告	夜間電話催告 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div>	納税催告センターで接触できなかった場合や滞納が続いている場合に、職員が夜間電話催告を行う。	【催告件数】 21年度 20,610件 22年度 15,483件 23年度 1,827件
	口座振替不能者への催告の早期着手 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div>	口座振替不能者に、電話催告を行うとともに、入金管理を要請する。 納税催告センターで実施	【催告件数】 21年度 9,148件 22年度 8,599件 23年度 1,121件(第1期)
	部内支援 (収納対策本部) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div>	保健福祉部他課の職員の協力により、現年度滞納者への電話催告、休日臨戸訪問を行う。	【催告件数】 21年度 3,776件 22年度 1,678件 23年度 1,705件(今後2回予定)
	全庁支援 (収納対策本部) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div>	他課の職員の協力により、現年度滞納者への電話催告、文書催告、臨戸訪問を行う。	【訪問件数】 21年度 174件 22年度 633件 23年度 (今後2回実施予定)
	休日納税相談 休日電話催告 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>	特別催告や電話相談において、平日の来庁困難者には休日納税相談を周知し窓口相談を実施、また課内職員による電話催告を行う。	【相談件数】 21年度 105件 22年度 136件 23年度 80件(今後3回予定)
臨 戸 訪 問	休日臨戸訪問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>	平日に比べ滞納者が在宅している可能性の高い土・日曜日に臨戸訪問し、納税相談や徴収、財産調査を行う。	【訪問件数】 21年度 345件 22年度 836件 23年度 175件(8月末現在)
	平日臨戸訪問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>	電話催告や文書催告などで接触できない場合、臨戸訪問し、納税相談や徴収、財産調査を行う。	【訪問件数】 23年度 98件(8月末現在)

：これまでの取組

：今後の取組

施 策		概 要	取組状況												
催 告 書	現年度催告書	現年度分の滞納には、年3回定期的に文書催告を実施する。	【催告件数】 21年度 20,497件 22年度 12,205件 23年度 7,197件（8月末現在）												
	特別催告（カラー催告書）の強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>	滞納状況に応じ、催告書（青）、差押警告書（黄）、差押予告書（赤）、分納不履行通知等の特別催告書を送付し、納税を促すとともに、滞納者との接触を図り、適切な納税指導を行う。	【催告件数】 21年度 11,479件 22年度 15,893件 23年度 4,562件（8月末現在）												
差押の強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>		高額滞納者や再三の催告にも関わらず納税がない滞納者に対し、所有する財産の差押を徹底して執行する。 悪質な滞納者に対しては、発見した債権等の額が少額であっても、積極的に差押を執行する。	【差押件数】 21年度 258件 22年度 188件 23年度 80件（8月末現在） 預金調査の範囲拡大 都市銀行も調査												
特別収納対策室との連携 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>		保険税を30万円以上滞納し、1年以上接触がない案件を特別収納対策室に収納事務を移管し、市税等と併せ一体的な収納対策を行う。	【収納額】 22年度 11,170,465円 23年度 7,232,591円（8月末現在） 参考 特別収納対策室はH22設置												
二重資格者の解消 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現年度対策</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>		社会保険に加入していながら、国保の離脱手続きが未了のため国保との二重加入状態となっている者に対し手続き勧奨を行い、資格及び課税の適正化を図る。	年金記録から対象者を抽出し通知 該当者 241人（22年度）												
資格証明書・短期被保険者証の交付 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">過年度対策</div>		保険税を一定期間滞納している世帯には、資格証明書や短期被保険者証を交付し、納税を促すとともに滞納者との接触の機会を確保する。	【交付件数】 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>資格証</td> <td>3,530件</td> <td>3,372件</td> </tr> <tr> <td>短期証</td> <td>3,620件</td> <td>3,439件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,150件</td> <td>6,811件</td> </tr> </table>		H21	H22	資格証	3,530件	3,372件	短期証	3,620件	3,439件	計	7,150件	6,811件
	H21	H22													
資格証	3,530件	3,372件													
短期証	3,620件	3,439件													
計	7,150件	6,811件													

：これまでの取組

：今後の取組

3 医療費の適正化

施策	概要	取組状況
ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品の情報提供等により、普及を促進する。	被保険者への「ジェネリック医薬品お願いカード」とちらしの配付 国保加入手続き時 アンケートの実施 ジェネリック医薬品使用における差額通知書送付の検討
レセプトの電子化	レセプトの電子化（県内は、一部の例外を除き平成22年度から）により点検事務の効率化や電子データの活用を図る。 本市では、平成21年7月から電子化に対応	レセプト点検の対象拡大 個人の医療機関も対象 【財政効果額】 紙レセプトも含む 21年度 2億5,100万円 22年度 3億1,300万円

4 保健事業の充実

施策	概要	取組状況
特定健康診査・特定保健指導の推進	生活習慣病の早期発見・予防により、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、将来にわたる医療費の適正化を図る。	特定健診受診キャンペーンの実施 10月～3月 出前健診のモデル的实施 中心市街地 未受診者への電話・はがきによる受診勧奨 【受診状況】 H21 H22 特定健診受診率 22.8% 23.1% 保健指導実施率 6.0% - 保健指導実施率はH23年11月頃確定
人間ドック・脳ドックの推進	人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成することにより、受診を促進する。	広報紙での定期的な周知 おおむね2か月ごと 【受診者数】 21年度 2,245人 22年度 2,424人
健康づくり支援事業の推進	被保険者が健康な暮らしを送れるよう健康づくりを支援する。	「国保だより」による健康づくりの啓発 全国健康保険協会との事業連携の検討

：これまでの取組

：今後の取組

5 業務改革の推進

施 策	概 要	取組状況
業務の効率化の推進	業務の外部委託や執行体制の見直しなどにより、業務の効率化を図る。	窓口業務実施体制の見直し ↓ 窓口業務一部統合による試験運用 外部委託移行（窓口業務）の検討

：これまでの取組

：今後の取組

報告第2号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

- 1 国保特別会計の収支見通し（平成24・25年度）・・・資料3
 国保経営改革プラン等により財政健全化に取り組んでいくものの、平成24年度には5億5,400万円、平成25年度には5億400万円財源が不足する見込み対策（財源の確保）
- ・ 税率等の改定による税収の確保
 - ・ 一般会計からの繰入

2 国民健康保険税の税率等の見直し

(1) 応能・応益割合・・・資料4

ア 概要

- ・ 応能割：経済的負担能力に応じた負担 所得割，資産割
- ・ 応益割：受益に応じた負担 被保険者均等割，世帯別平等割
- ・ 地方税法による応能・応益の標準割合は，50対50

イ 本市の状況

(単位：%)

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
応能割	54.7	54.8	51.4	51.1	49.4	49.1
応益割	45.3	45.2	48.6	48.9	50.6	50.9

一般被保険者医療分の割合

平成20年度に税率等を改定 応能・応益割合は，50対50に設定

ウ 変更の影響

- ・ 応益割合が増えると，低所得層の負担が重くなる。
- ・ 応能割合が増えると，中間所得層の負担が重くなる。

エ 論点

- ・ 応能・応益割合を変更するか否か。
- ・ 変更する場合は，応能・応益の割合をどうするか。

(2) 賦課方式資料 4

ア 概要

- ・ 応能原則，応益原則を具体的に実現するため，地方税法において3つの方式が規定されている。

イ 本市の状況

平成20年度 4方式から3方式に変更

資産割については，資産は収益を生まないことなどから，平成16年度及び平成19年度の当運営協議会からの答申を踏まえ，段階的な引き下げを経て廃止となった。

ウ 変更の影響

- ・ 2方式への変更

1人世帯では負担減となり，2人以上の世帯では被保険者数の多い世帯ほど負担増となる。

- ・ 4方式への変更

固定資産のある世帯では負担増となる場合がある。

エ 論点

- ・ 賦課方式を変更するか否か。
- ・ 変更する場合は，2方式か4方式か。

(3) 課税限度額

ア 概要

- ・ 保険税負担の応能原則の適用に一定の限度を設ける必要から，課税の最高限度額を地方税法で規定されており，その範囲内で市町村は課税限度額を設定し負担の上限を抑えている。
- ・ 国は今後，最高限度額を協会けんぽの限度額を目安に110万円程度まで段階的に引き上げる方針である。
- ・ 政令の改正により本年4月から課税限度額が77万円に引き上げられた。

イ 本市の状況

- ・ 本市では近年，政令により課税限度額が引き上げられた場合，当運営協議会の意見を踏まえ決定しており，翌年度に引き上げている。

ウ 改定の影響

(ア) 影響を受ける対象

【例】大人2人，子ども2人の4人世帯の場合

世帯総所得が約690万円超

(イ) 影響を受ける世帯数

課税限度額超過世帯 約3,800世帯（全世帯の約5%）

(ウ) 歳入への影響

引き上げによる増収の見込 約9,700万円

《内訳》 保険税 約9,200万円

国庫補助（財政調整交付金） 約500万円

エ 論点

- ・ 政令の改定に合わせ，課税限度額を変更するか否か。
- ・ 変更する場合は限度額をどうするか。

(4) 税率 ……資料5

ア 概要

国民健康保険は，保険給付や保健事業など事業に必要な経費を，国・県支出金などのほか，基本的には保険税で賄うため，必要に応じ税率の改定を行う。

イ 本市の状況

- ・ 税率については基本的に2年ごとに見直しを行っている。
- ・ 平成21年度の当運営協議会からの答申で，税率の改定を見送ったことを踏まえ，現在の税率は平成20年度に改定したものである。

ウ 改定の影響

必要な財源を保険税で確保する場合

1人当たり 7,466円の負担増

エ 論点

- ・ 今後2年（24・25年度）の税率について，変更するか否か。
- ・ 変更する場合は税率をどうするか。

国民健康保険財政の収支見通しについて

前提条件

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度収納率	83.67%	84.80%	85.80%	86.90%	88.00%
1人当たり医療費増加率	3.24%	2.89%	2.60%	2.40%	2.25%
被保険者数(人)	139,067	138,858	138,650	138,442	138,234

収支見込み

(単位:百万円)

	平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算見込額)	平成24年度 (推計額)	平成25年度 (推計額)
歳入	44,909	45,883	46,928	47,807
保険税	12,116	12,324	12,592	12,810
国・県支出金	13,516	13,663	13,934	14,186
他の医療保険からの交付金	11,400	11,523	11,852	12,138
繰入金(財源不足分を除く)	2,789	2,975	2,978	2,981
その他	5,088	5,398	5,572	5,692
歳出	45,208	46,395	47,482	48,311
保険給付費	30,940	31,497	32,256	32,966
他制度への拠出金	8,179	8,755	8,951	9,015
その他	6,089	6,143	6,275	6,330
財源不足額	305	512	554	504

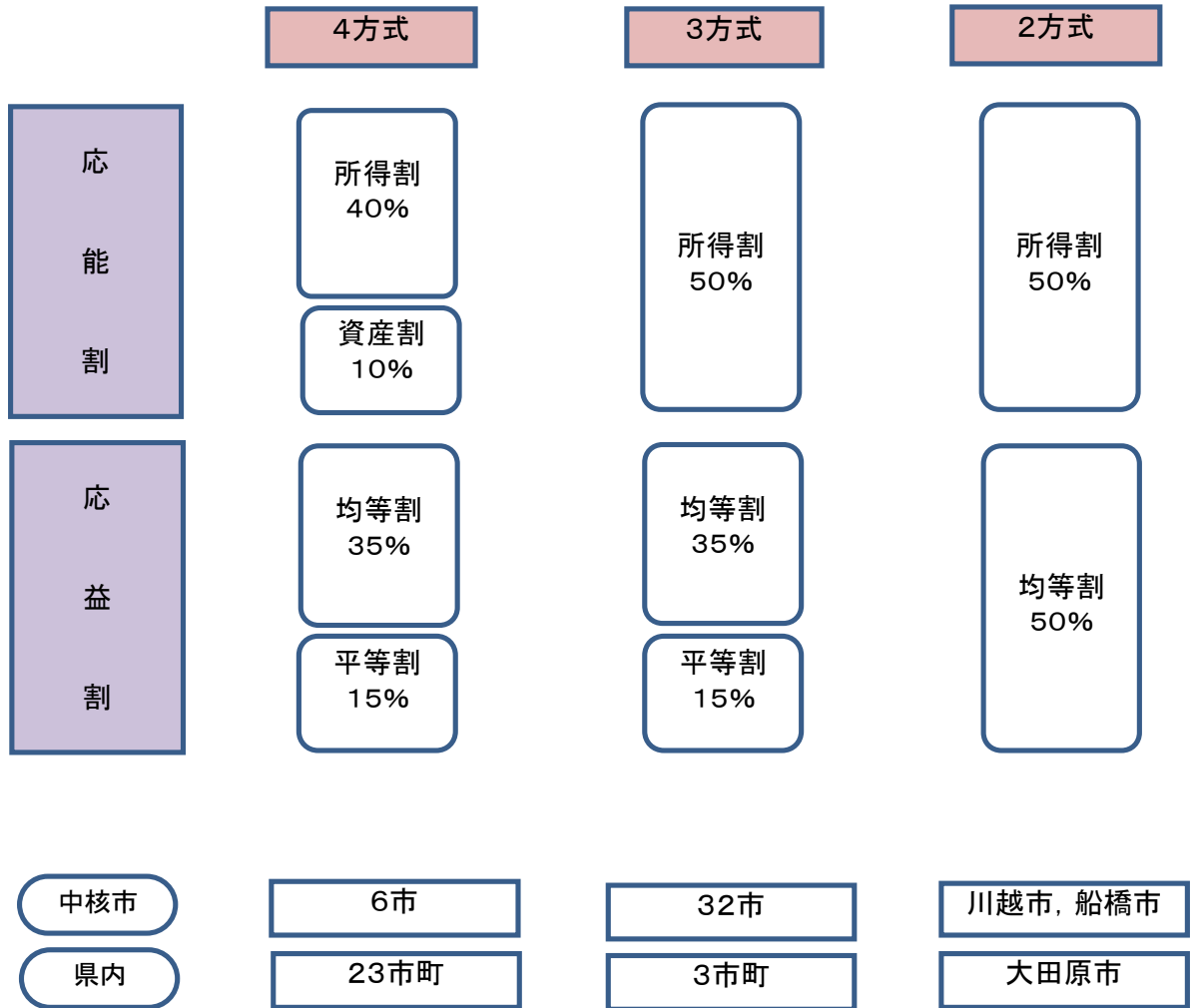
財源不足額を保険税(一般会計からの繰入)で負担した場合の試算

(単位:円)

	1人当たりの 保険税増額分	1人当たりの 保険税額
A: 財源不足額を, 全額, 保険税で負担する場合	7,466	101,835
B: 財源不足額を, 全額, 一般会計からの繰入で負担する場合	0	94,369
C: 財源不足額を, 保険税と繰入で折半して負担する場合	3,733	98,102

「1人当たりの保険税額」は, 94,369円(22年度実績)に を上乗せしたもの

賦課方式と標準割合



【保険税率改定のシミュレーション】

内 容		平成23年度 (現行)	平成24年度 (想定)	増 減
医 療 分	所 得 割	6.00%	6.55%	0.55%
	均 等 割	23,300円	25,800円	2,500円
	平 等 割	20,000円	21,500円	1,500円
	課税限度額	500千円	510千円	10千円
後期高齢者 支 援 分	所 得 割	2.35%	2.55%	0.20%
	均 等 割	8,200円	9,200円	1,000円
	平 等 割	7,000円	7,300円	300円
	課税限度額	130千円	140千円	10千円
介 護 分	所 得 割	2.05%	2.45%	0.40%
	均 等 割	8,200円	8,700円	500円
	平 等 割	6,900円	6,900円	0円
	課税限度額	100千円	120千円	20千円
1人当たり課税額		93,693円	101,159円	7,466円

平成24年度は、財源不足（見込4億5,700万円）を保険税で賄う場合を想定した税率

1人世帯

CASE 1 (家族1人)



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	319,800円	348,600円	28,800円
第1期	46,800円	47,600円	800円
第2～8期	39,000円	43,000円	4,000円

2人世帯

CASE 2 (家族2人)



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	222,700円	243,400円	20,700円
第1期	33,700円	33,400円	300円
第2～8期	27,000円	30,000円	3,000円

2人世帯

CASE 3 (家族2人)

2人家族 夫、妻(ともに70歳)
 前年 夫 年金200万円
 妻 年金 80万円



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	111,100円	121,700円	10,600円
第1期	18,600円	20,700円	2,100円
第2～6期	18,500円	20,200円	1,700円

特別徴収(年金からの天引き)のため納期は6回

CASE 4 (家族2人)

2人家族 夫、妻(ともに50歳)
 前年 夫 年収1,000万円
 (所得780万円)



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	730,000円	770,000円	40,000円
第1期	93,000円	98,000円	5,000円
第2～8期	91,000円	96,000円	5,000円

4人世帯

CASE 5 (家族4人)

4人家族 夫、妻(ともに35歳)
 子ども2名
 前年 夫 年収300万円
 (所得192万円)



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	285,700円	313,400円	27,700円
第1期	40,700円	40,400円	300円
第2～8期	35,000円	39,000円	4,000円

CASE 6 (家族4人)

4人家族 夫、妻(ともに35歳)
 子ども2名
 前年 夫 年収500万円
 (所得346万円)



税 額	平成23年度	平成24年度	比 較
年 額	414,300円	453,600円	39,300円
第1期	57,300円	61,600円	4,300円
第2～8期	51,000円	56,000円	5,000円